

歯科医史ライブラリー

〈資料〉 歯科教育審議会報告書

歯科審議会報告書（其一）	3
報告書（其二）	11
報告書（其三）	23

昭和20年8月の終戦時、日本国内には男子6校、女子2校、計8校の歯科医学専門学校があった。戦後間もなく、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）公衆衛生福祉局（PHW）の指示により、当時の歯科医学専門学校の校長等が主体となって「歯科医学教育審議会」が結成された。同審議会では、大学レベルでの歯科医学教育、歯科医師国家試験の実施、標準的教授要綱の策定などについて協議し、その後の日本の歯科医学教育の進路を定めた。昭和21年（1946）4月15日に第1回総会を開催した歯科教育審議会は第5回総会を8月27日に開き、9月には『歯科教育審議会報告書（其一）』を纏めて関係者に配付した。そして22年5月には『歯科教育審議会報告書（其二）』を、同年8月には『歯科教育審議会報告書（其三）』を作成配付した。『其一』の全文は『日本歯科評論』再刊第12号（昭和22年1月号）「歯科教育審議会特集号」に、『其二』は同誌の同年9・10月、翌23年1月号に掲載されている。『審議会報告書』原本は現在では非常に希少な資料であり、本文カタカナ旧漢字表記をひらかな新字体に直し「医の博物館・歯科医史ライブラリー」として掲出する。孔版印刷（謄写版）の本文は縦書き35字詰15行、版面は153ミリ×101ミリである。『其一』は本文20ページ、折り込みで「標準学科課程」の表が本文中に綴じ込まれ、『其二』は85ページ、『其三』は34ページである。『其二』には臨床科目の教授要綱と臨床実習指導指針、『其三』には基礎科目の教授要綱が掲載されているが教授要綱中の「教授内容」の項ならびに臨床実習指導指針の一部を省略した。本資料の底本としたのは、本館学芸員樋口輝雄が作製した112回日本医史学会発表資料『GHQ/SCAP文書にみる戦後日本の歯科医学教育改革』（2011年）である。

和文報告書『歯科教育審議会報告書（其一）』の表紙裏には、「注意（四）に附属する別表は文部省学校教育局、厚生省衛生局、日本歯科医師会事務所、本会事務所（東京都本郷区湯島、東京医学歯学専門学校内）にありますから、ご希望の方はこれに就て御覧下さい。又附録の文章は英文報告書にのみ添付してあります。」との記載がある。英文報告書に添付された「附録の文章」とは、4月15日の第1回総会での奥村鶴吉の挨拶（スピーチ）で、日本の歯科教育の歴史的背景や現状について簡潔に纏めている。また、「（四）に附属する別表」とは、英文による歯科医育機関8校の状況報告で、歴史、被災状況、教室、実習室、病院設備、図書館蔵書数、常勤・非常勤教員数、学生数、収支報告などの各年次調査表である。英文報告書等は、国立国会図書館憲政資料室が所蔵するGHQ/SCAP/PHW文書（マイクロフィッシュ）に収録されている。

なお歯科教育審議会の委員長には、当時65歳で委員中の最年長者である東京歯科医学専門学校の奥村鶴吉校長が就任した。第1回総会の開催時、奥村はスピーチの中で8名のDeanのうち5名がアメリカで歯科の教育を受けたと述べたが、校長を含め委員22名中の11名がアメリカの大学に、フ

ランスとスイスの大学に各1名が留学している。審議会委員・特別委員会委員の構成は下記の通りで、生没年、卒業校、留学先、委員就任時の役職などを略記した。

歯科教育審議会委員と特別委員会委員 (50音順 ◎：委員長)

第一特別委員会：各校からの調査資料の管理 第二特別委員会 a 特別委員会：入学資格, 入学試験, 生徒定員, 共学制 b 特別委員会：学科課程, 教授法, 教授団, 教科書 c 特別委員会：教育施設 (校舎, 設備, 図書館) d 特別委員会：学校経営 第三特別委員会：歯科医師国家試験, 卒後の臨床習練 第四特別委員会：歯科医療の向上改善	第一特別委員会	第二特別委員会				第三特別委員会	第四特別委員会
		a 特別委	b 特別委	c 特別委	d 特別委		
(A 歯科医学専門学校長)	飯塚淳一郎 (大阪歯科医専)	○		○			
	奥村 鶴吉 (東京歯科医専)					◎	
	加藤 清治 (日本歯科医専)		○				
	清水 精一 (日本女子歯科医専)				◎		
	長尾 優 (東京医歯専)	◎				○	
	中川 大介 (日大専門部歯科)			◎		○	
	永松 勝海 (福岡県立医歯専)						
	馬渡 一得 (東洋女子歯科医専)	○					
(B 在都歯科医専歯科教授)	入交 直重 (東洋女歯病院長)	○	◎			○	○
	榎 恵 (東京医歯専教授)	○		○			○
	沖野 節三 (日大歯科教授)	○					○
	杉山 不二 (東京歯科医専教授)	○	○			○	
	堀 武 (日本女歯病院長)	○		○			
	山崎 清 (日本歯科医専教授)				○		○
(C 日本歯科医師会会長)	加藤 清治 (重出)						
(D 日本歯科医師会役員)	高橋新次郎 (東京医歯専教授)	◎	○				○
	西村 豊治 (東京歯科医専教授)				○		
	正木 正 (慶大医学部助教授)	○				○	
(E 開業歯科医師)	澁谷常三郎				○	○	○
	長谷川慶藏			○			○
	原田 良種				○		◎
	眞鍋 満太		○			○	○
	向井 英子	○					○

(A 歯科医学専門学校長)							
飯塚淳一郎 (1887-1967)	カリフォルニア大, デンバー大 (1918) 登:5794	大阪歯科医専校長					
奥村鶴吉 (1881-1959)	高山歯科医学院 (1898) 登:595 ペンシルベニア大	東京歯科医専校長					
加藤清治 (1885-1957)	日本歯科医学校 (1910) 登:2354 ノースウエスタン大	日本歯科医専校長					
清水精一 (1896-1959)	早稲田大商科	日本女子歯科医専校長					
長尾 優 (1887-1975)	東京帝大医科大 (1913) ペンシルベニア大	東京医学歯学専校長					
中川大介 (1887-1954)	東京歯科医専 (1908) 登:1097 ノースウエスタン大	日大専門部歯科科長					
永松勝海 (1894-1964)	日本歯科医専 (1918) 登:?	福岡県立医歯専校長					
馬渡一得 (1894-1974)	東京帝大医科大 (1922)	東洋女子歯科医専校長					
(B 在都歯科医専歯科教授)							
入交直重 (1887-1960)	日本歯科医専 (1911) 登:4536 ペンシルバニア大	東洋女子歯科医専病院長					
榎 恵 (1906-1998)	日本歯科医専 (1928) 登:15731 テキサス大	東京医歯専教授					
沖野節三 (1897-1976)	東洋歯科医学校 登:4321 チューリッヒ大	日大専門部歯科教授					
杉山不二 (1900-1983)	東京歯科医専 (1920) 登:6373	東京歯科医専教授					
堀 武 (1903-1979)	日本歯科医専 (1926) 登:12435	日本女子歯科医専病院長					
山崎 清 (1901-1985)	日本歯科医専 (1923) 登:8954 パリ歯科医専	日本歯科医専教授					
(D 日本歯科医師会役員)							
高橋新次郎 (1897-1973)	日本歯科医専 (1926) 登:5040 ペンシルベニア大	東京医学歯学医専教授					
西村豊治 (1889-1962)	東京歯科医専 (1912) 登:1550	東京歯科医専教授					
正木 正 (1899-1988)	東京歯科医専 (1923) 登:23683	慶応義塾大学医学部助教授					
(E 開業歯科医師)							
澁谷常三郎 (1895-?)	東京歯科医学校 (1912) 登:4730	東京・板橋で開業					
長谷川慶藏 (1896-1985)	東京歯科医専 (1921) 登:6848 ノースウエスタン大	聖路加国際病院歯科医長					
原田良種 (1897-1976)	日本歯科医専 (1921) 登:6860 ワシントン大	東京・銀座で開業					
眞鍋満太 (1896-1977)	日本歯科医専 (1920) 登:5947 ハーバード大	東京・銀座で開業					
向井英子 (1889-1993)	東京女子歯科医学校 (1914) 登:9340	東京・四谷で開業					

※生没年等は榊原悠紀田郎氏の『歯記列伝』『続歯記列伝』の記載事項を基本とし、他書も参照した。「登」は歯科医籍登録番号

歯科教育審議会報告書（其一） 昭和二十一年九月

昭和二十一年九月	目次
	（一） 申合規約
	（二） 委員
	（三） 会議の経過
	（四） 歯科医学校の状況
	（五） 結論
	A. 歯科教育の向上に関する事項
	B. 歯科医師国家試験及卒業後臨床修練に関する事項
	C. 歯科医療の改善に関する事項
	D. 国民医療法中改正に関する事項
	附録
	注意（四）に附属する別表は文部省学校教育局、厚生省衛生局、日本歯科医師会事務所、本会事務所（東京都本郷区湯島、東京医学歯学専門学校内）にありますから、御希望の方はこれに就て御覧下さい。又附録の文章は英文報告書にのみ添付してあります。
	（一） 申合規約
	第二回総会に於て左の通り規約を定めた。
	一、本会は歯科教育審議会 The Council on Dental Education と称す。

歯科教育審議会報告書（其一）

目次

- （一） 申合規約
- （二） 委員
- （三） 会議の経過
- （四） 歯科医学校の状況
- （五） 結論
 - A. 歯科教育の向上に関する事項
 - B. 歯科医師国家試験及卒業後臨床修練に関する事項
 - C. 歯科医療の改善に関する事項
 - D. 国民医療法中改正に関する事項

附録

注意（四）に附属する別表は文部省学校教育局、厚生省衛生局、日本歯科医師会事務所、本会事務所（東京都本郷区湯島、東京医学歯学専門学校内）にありますから、御希望の方はこれに就て御覧下さい。又附録の文章は英文報告書にのみ添付してあります。

歯科教育審議会報告書（其一）

本審議会は連合国軍総司令部公衆福祉及保健部長サムス氏並同部歯科医学科長リヂレー中佐の指示に基き成立したものであつて、昭和二十一年四月十五日に会議を起し、八月二十七日に一通り終了した。依つて茲に其経過並結論を一括して報告する次第である。

（一） 申合規約

第二回総会に於て左の通り規約を定めた。

- 一、本会は歯科教育審議会 The Council on Dental Education と称す。

資料・歯科教育審議会報告書（其一）

二、本会は歯科教育の発達竝に直接之と関連する歯科医療の改善を図るを以て目的とす。

三、本会は次の委員を以て構成す

- | | |
|----------------------------------|----|
| A. 歯科医学校々長 | 八名 |
| B. 在都歯科医学校歯科教授にして其校の校長より推薦せられたる者 | 六名 |
| C. 日本歯科医師会長 | |
| D. 日本歯科医師会役員にして同会々長より推薦せられたる者 | 三名 |
| E. 歯科医学校と関係を有せざる開業歯科医師 | 五名 |
| F. 文部省及厚生省代表者 | |

四、本会に委員長及幹事を一名を置き委員の互選により之を定む

五、本会の会務は出席委員の投票により之を決す、但し政府代表委員は表決に加はらざるものとす

六、本会に於て審議すべき事項は総会に於て之を定む

七、本会は必要に応じ特別委員を設くることを得、其委員は本会委員長之を指名す

八、本会の経費は歯科医学校及日本歯科医師会の醸出金を以て之を支弁す

（二）委員

申合規約により示された通りの基準により、左の委員が推薦されて就任し、何れも最後まで其任を盡した。（指名ABC順、以下同じ）

- A. 飯塚淳一郎、加藤清治、馬渡一得、中川大介、永松勝海、長尾 優、奥村鶴吉、清水精一
- B. 榎 恵、堀 武、入交直重、沖野節三、杉山不二、山崎 清
- C. 加藤清治
- D. 正木 正、西村豊治、高橋新次郎
- E. 原田良種、長谷川慶蔵、眞鍋満太、向井英子、澁谷常三郎

委員の互選により奥村委員、委員長に高橋委員、幹事にそれぞれ当選、就任した。リヂレー中佐、文部省代表委員松井正夫氏（現在大学課長）、厚生省代表委員久下勝次氏（医務課長）大西榮蔵氏（技官）は総会毎に出席、又時々特別委員会に出席して意見を述べられた。

（三）会議の経過

A 総会

第一回総会 四月十五日総司令部に於て開会、リヂレー中佐より本会の目的竝本会に於て審議すべき事項に就て指示あり、委員の構成に就て意見を交換し、役員^マの選挙した、尚其際委員を代表して奥村委員の述べた挨拶は、当時の状勢を明にし得るものと考え、之を本報告書の末尾に附載して置いた。

第二回総会 四月二十二日総司令部に於て開会、申合規約、委員推薦、審議事項、特別委員等を決定した。

第三回総会 五月三十日総司令部に於て開会、各特別委員長より経過報告ありたる後、第三特別委員会及 a 特別委員会の決議事項を附議し之を決定した。

第四回総会 七月二十九日総司令部に於て開会、各特別委員長より経過報告ありたる後、b 特別委員会の決議事項を附議し之を決定した。

第五回総会 八月二十七日総司令部に於て開会、c、d 及第四特別委員会の決議事項を附議し之を決定した。同時に第一特別委員長より歯科教育資料の蒐集を終り、之をリヂレー中佐、文部厚生両省其他に報告した旨報告あり、之を承認した。

B 特別委員会

第一特別委員会 歯科教育の状況を明にせんがため、調査項目を定めて、各歯科医学校より資料の提出を求めたのであつて、之に拠りはじめて、克く其全貌を明にし得たこと、思ふ。委員会を開くこと三回。

委員、榎、堀、入交、沖野、奥村、杉山、高橋（委員長）

第二特別委員会 歯科教育の向上発達を期する為め、其教育程度並に歯科医学校の人的物的標準を設定したい希望で、調査並に審議を進めた。第一特別委員会の報告が其基礎となつたことは勿論である。本特別委員会は更に四つに分れた。

a 特別委員会 入学資格、入学試験、生徒定員、共学制等の審議に移つた。委員会を開くこと五回、大概b委員会と連合して開いた。

委員、正木、馬渡、向井、長尾（委員長）、沖野

b 特別委員会 学科課程、教授法、教授団、教科書等に関し審議を進めた。委員会を開くこと七回。常にa委員長の出席を求めた。

委員、入交（委員長）、加藤、眞鍋、杉山、高橋

c 特別委員会 校舎、設備、図書館等の審議に当つた。委員会を開くこと三回。

委員、榎、長谷川、堀、中川（委員長）、奥村

d 特別委員会 学校経営等の審議を行つた。委員会を開くこと四回。

委員 原田、西村、澁谷、清水（委員長）、山崎

第三特別委員会 歯科医師国家試験並に卒業後臨床修練に関する事項を審議した。委員会を開くこと五回。

委員 入交、加藤（委員長）、眞鍋、正木、向井、中川、長尾、澁谷、杉山

第四特別委員会 歯科教育の発達と関連して、歯科医療を向上改善せしむる目的を以て、相互の関係を調査審議した。尚、本委員会は他の特別委員会に後れて第三回総会に於て成立したるものである。委員会を開くこと五回。途中、日本歯科医師会役員又は東京都開業歯科医師代表者との連合協議会を開いた。

委員、榎、原田（委員長）、長谷川（幹事）、入交、眞鍋、正木、向井、沖野、澁谷、高橋、山崎（幹事）

（四）歯科教育の状況（戦争直前、戦争中及其後）

別表は昭和十六年度、十九年度、二十年度及二十一年度に於ける歯科医学校の状況報告である。昭和二十年に於て、日本には九校あつた。即ち東京に六校、大阪に一校、福岡県に一校、朝鮮に一校である。本報告には京城歯科医学専門学校を省いた。

（五）結論及示唆

本審議会は前述の順序により進めた結果、次の結論を得た。茲に之を発表するに当り、本報告が歯科教育の進歩に寄与するところあらんことを切望して止まぬのである。

本審議会は、リジレー中佐の終始熱心なる御指導に対し衷心感謝の意を表するものである。

A 歯科教育の向上に関する事項

一、歯科医学校入学資格

歯科医学専門学校はすべて昭和二十五年（一九五〇年）三月以前に大学に昇格すること。（即ち最終の学校と雖も昭和二十五年四月に予科第一学年を発足すべき意）。其以後は、専門学校としての生徒募集を許さない。猶昇格迄の間専門学校として予科（一年又は二年）を設置することは随意

である。

二、入学試験

文部省の提示する全学校入学試験規約に副つて施行する。

三、生徒定数

校舎、設備、教授団等学校の実体によつて自然定まるべきものであるから、生徒定数としては別に制限を設ける必要がない。

四、共学制度

大学昇格後はすべて共学制度をとり、専門学校である間は現在の通り又は共学制でもよい。

五、学科課程

別表は三年制の予科を設くる四年制歯科医学校の標準学科課程案であつて、各校は其特色を生かすために、各科目配当時間を若干増加しても宜しい。科目を削除し又は各科目時間数を減少することは出来ない。各学年の授業は三二週、各週三五時間とし計一、一二〇時間、四箇年の総合計四、四八〇時間とする。

予科を設けない歯科医学校は、公民、英語、数学、物理、化学、生物等の普通学科並に体育を課するため、総時間数の一〇%即ち四四八時間をこれに充て別表科目毎に約一〇%宛時間数を減少する。但し現況に鑑み各学校に於て嚴重に準拠することの困難なるを認むるも出来得る限りこれに則らんことを希望する。但し第三学年後学期の臨床実習はその半を臨床示説に振り向けても宜しい。

将来各学科の名称は別表に掲げたる通りとする。

六、教授法

1. 講義は簡明を旨とし、当該学科の大綱に通じさせると共に、各教授は常に学生をして自発的積極的態度を以て研学に当らしむるやう指導すべきである。

2. 基礎学科は第一学年の初めより、第二学年後半中に修了せしむること。

3. 臨床学科実習は第一学年後半期より、第三学年前半期中に之を修了せしむること。

4. 臨床実習は第三学年後半期より、第四学年中に之を修了せしむること。

各学年共臨床の開始に当り、学生が其期間中に修得すべき点数表を明示し各教授は之が完了を指導すること、得点数は各校必しも画一なるを要しないが一般臨床に於て必要とする各項目を包含せしむること。

5. 各科目の内容並に教授法を研究するため各校教授を以て協議会を設置し時時意見の交換を行ふべき必要を認める。

七、教科書

教科書は之を統一する必要なく其採択は各校の自由とする。併し陳旧なる或は不完全なる教科書の久しく採用される如きことを防ぐため、特別委員会を常置し、各校より申出た教科書又は参考書につき適当なるや否やを検査すること。該委員会は各校其他より公平に其委員を選出して構成する必要がある。本委員会は又適当な著述の出版を援助奨励するためあらゆる方法を盡すべきである。

八、教授団

一学年の学生定員八〇名とする学校は教授一五名、助教授一八名以上を置き、少くとも其七〇%は専任たるを要する。殊に基礎学に於ては専任教授五名以上を必要とする。又之に相当数の有能な助手を配すべきである。

学生定員を増加する場合には強ひて教授を増員する必要はないが、必ず助教授及助手を増加すること。

教授力を増強するため専任又は兼任の講師を置くことが出来る。各学校は適宜交換教授を行ふべきである。

資料・歯科教育審議会報告書（其一）

標準学科課程

学科別	番号	科目	講義	実習	小計	合計
基礎 学科	1	歯科学概論 Orientation in Dentistry	16	--	16	16 <i>16</i>
	2	解剖学 Anatomy	64	192	256	384
	3	口腔解剖学 Oral Anatomy	32	96	128	
	4	組織学(胎生学を含む) Histology(Embryology inclusive)	32	64	96	192
	5	口腔組織学 Oral Histology	32	64	96	
	6	生理学 Physiology	64	96	160	192
	7	口腔生理学 Oral Physiology	32	-	32	
	8	生化学 Physiological Chemistry	48	64	112	112
	9	病理学 Pathology	48	64	112	192
	10	口腔病理学 Oral Pathology	48	32	80	
	11	薬理学 Pharmacodynamics	32	64	96	128
	12	歯科薬物学 Dental Materia Medica	16	16	32	
	13	細菌学 Bacteriology	48	64	112	144
	14	口腔細菌学 Oral Bacteriology	16	16	32	
	15	歯科理工学 Dental Technology	32	64	96	96 <i>1440</i>
臨床 学科	16	内科及診断学 Internal Medicine and Diagnosis	112	--	112	112
	17	外科学 General Surgery	112	--	112	112
	18	隣接臨床医学 Clinical Medicine closely relating to Dentistry	96	--	96	96
	19	放射線学 Radiology	16	16	32	32
	20	歯科保存学 Operative Dentistry	64	176	240	320
	21	口腔治療学 Oral Medicine	32	48	80	
	22	口腔外科学 Oral Surgery	96	--	96	112
	23	麻酔学 Anesthesia	16	--	16	
	24	歯科補綴学 Prosthetic Dentistry	160	448	608	608
	25	歯科矯正学 Orthodontics	48	64	112	112
26	総合臨床示説 Assembling Clinical Demonstration in Dentistry	64	--	64	64 <i>1568</i>	
衛生 ・ 社会 学科	27	栄養学 Nutrition	16	--	16	16
	28	衛生学 Personal and Public Hygiene	32	16	48	96
	29	口腔衛生学 Oral Hygiene	32	16	48	
	30	医事法制及社会歯科学 Medical Jurisprudence, Social Relation of Dentistry	16	--	16	16
	31	歯科経済学 Dental Economics	16	--	16	16
	32	学術修辞学 Technical Composition	16	--	16	16
	33	歯科医学史 History of Dentistry	16	--	16	16 <i>160</i>
	34	臨床実習 Clinics	--	1296	1296	1296
総計			1552	2928		4480

九、校地

校舎、附属病院、運動場敷地は可及的広汎にして、教育環境の良好なること。

十、校舎

延建坪一学年学生定員八十名の場合一、六〇〇坪以上、一学年学生定員百二十名の場合二、二〇〇坪以上とし（附属医院を含み予科校舎を含まず）次の施設を具備すること。

1. 講義室（定員数に応じ満足なる大きさを有する平面又は階段室） 四以上
2. 示説室 二以上
3. 基礎学実習室 三以上
4. 歯科技術実習室 二以上
5. 以上34の実習室には研究室、教授室、準備室等を附属すること。
6. 標本室
7. 顕微鏡 一学年学生定員の半数以上

十一、附属病院

歯科各科の診療及教育に必要な施設を有すること。診療室は保存科（口腔治療室を含む）、補綴科、口腔外科、矯正科の各室を具備すること。

其 他

1. 放射線室
2. 作業室
3. 臨床検査室
4. 薬局
5. 各科に必要な教授室、研究室、準備室、職員室
6. 治療椅子其他、一学年学生定員数と同一数とすること。

十二、図書館

1. 医学及歯科医学に関する書籍雑誌及文献を備へること。
2. 学生及教員をして之を利用せしめること。
3. 専任司書を置き目録を整理し管理せしめること。

右校舎及設備等の標準は将来漸次之を引上ぐることを必要とする。

十二、学校の経営

1. 財団役員（理事、監事）の員数、年限、選出方法等は財団法人の本旨に副ふ様に組織すべきは勿論であつて、其外評議員を置くべきであると考へる。

2. 教授の選任は教育機関として最も大切なことであるから、学校並に財団理事は公の立場から慎重に其詮衡を行ふべきである。教授会の意向は之を尊重すべきも、学校長及理事が人選に就ての責任を執るべきは言ふまでもない。

3. 文部省視学委員は官民両方面から適当なる人物を任命すること、歯科医師たるべきことを要望する。

4. 官立歯科医学校の生徒一人当り経費は、之を私立各校のそれに比較すると大概数倍の多きに上つてゐる、之は色々な意味を含んでゐるのであつて、政府は十分なる考慮を払はなければならぬと思ふ。又学校経済の現状から見ても、授業料や医院収入だけでは教育上必要なすべての経費を支弁し難きことが明かである。将来学校の完備に伴ひ学校の経済は非常な困難に直面するであらうと思はれる。公衆が歯科教育の重要性を理解し、学校に対する財政的援助を惜しまざるべきことを期待するのである。

5. 器械材料等の改善進歩を促進し併せて其供給を円滑ならしめんがため、各校から選出した委員により特別委員会を常置する必要を認める。

B 歯科医師国家試験及卒業後臨床修練に関する事項

甲、「インターンシップ」に関する事項

歯科医学専門学校卒業者に対する「インターンシップ」は学校中に於て必要な修練を成し得るから必要がない。但し歯科医師試験予備試験に合格した者に対しては、現行制度の通り、厚生省の指定した歯科医療機関に於て十二ヶ月以上実地修練をなさしめることとする。

乙、歯科医師国家試験に関する事項

歯科医師国家試験を行うべき必要を認める。

一、受験資格

イ、官公立又は文部大臣の指定した歯科医学専門学校の卒業者

ロ、歯科医師試験予備試験に合格した者で所定の実地習練を経た者

ハ、外国の歯科医学校を卒業し又は外国で歯科医師免許を得た者で厚生大臣に於てイ、及ロと同等以上の学力技能を有し且相当と認められた者

二、試験時期

毎年一回以上行ふこと、とすること

三、試験科目並に其実施方法

試験を分ちて筆答試験と実地試験とすること

イ、筆答試験

保存学 補綴学 口腔外科学 矯正学 口腔衛生学の五科目（これと密接に係る基礎学科に属する諸事項を含む）につき実際歯科医家として必要な事項に関し筆答試験を行ふこと

試験問題は全国一律とし一斉に之れを行ふこと

ロ、実地試験

(1)模型等につき保存学、補綴学の技術に関する試験を行ふこと

(2)患者につき口腔外科学、保存学等に関する実際歯科医家として必要な諸事項につき試問を行ふこと

丙、歯科医師国家試験委員に関する事項

一、委員数及構成 委員の数は二十四名とし之を四班に分ち一班六名を以て組織すること

二、任期 任期は一年とすること、但し同一委員は引続き重任することを得ないこと

三、委員の選任

左記（イ）（ロ）の標準に依り厚生大臣の奏請に依り内閣に於て任命すること

この場合厚生大臣は委員の選任につき歯科医師国家試験審議会に諮問すること

（イ）歯科医育機関々係者中より十二名

（ロ）右以外の診療に従事する歯科医師中より十二名

丁、歯科医師国家試験審議会に関する事項

一、目的 厚生大臣の諮問に依りて、歯科医師国家試験に関する重要事項（試験の方法、試験委員の任命等）を審議すること

二、委員数 七名を以て組織すること

三、委員の構成

委員の内二名は厚生省衛生局長、文部省学校教育局長、一名は日本歯科医師会長を以て充てること他の四名中二名は歯科医育機関から選ばれた代名[代表カ]者の互選により選出された者残り二名は開業歯科医師中より日本歯科医師会長の推薦した者を以て構成すること

四、委員の任期

任期は原則として二ケ年とするも、本審議会創設後最初の任期は委員中半数は一ケ年とし、残

り半数は二年とすること

但し厚生省衛生局長文部省学校教育局長、日本歯科医師会長の任期は其在任期間とすること
補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とすること

C 歯科医療改善に関する事項

一、歯科教育の内容と一般歯科医療の実状とが、今日の如く分離した有様の儘では、如何に教育の程度を高めても殆んど意味がない訳である。之を是正するため各方面の真剣な努力を希望する。

二、歯科医師殊に臨床歯科医家が、公衆に対する自己の責任を重んずる気風を一段と高めたいのである、則ち其道義竝に文化の昂揚を切実に要望する。それがためには学校在学中の教養を深め、卒業後は歯科医師会に協力して銘々の立場を慥りと捉へなければならぬと考へる。

三、歯科医師会は其事業の重要な方面として、歯科医師の再教育を徹底すべきである。これは単に講義をするだけでなく示説実習等により学説と実際とを緊密に結び付ける様にしたい。同時に前に述べた事柄に就て、会員相互に意見を交換する機会を与へねばならぬと思ふのである。

四、不適正な医療は極力之を排除すべきである。学校ではそれに依つて生ずる禍害をよく学生に認識せしめ、又臨床家は直接患者に接することであるから、機会ある毎に之を説明して啓蒙に努むべきである。

五、地方庁に歯科衛生技官が任用されて来た様であるが、此際是非之を充実することにし、歯科医療の改善に力を盡して貰ひたいと思ふ。

六、一般の口腔衛生思想を高め且つ広めるために、あらゆる方法を講ずべきは勿論のことであるが、其際適正歯科医療とは如何なるものかと云ふこと竝に之が普及の必要を公衆によく納得せしめなければならぬ。従来衛生宣伝では此点が十分でなかつたと思はれる。

七、無歯科医地域や、都市貧困階級に対しては、歯科医療施設拡充方策を研究し、之が実施に就き政府も歯科医師会も共に大に力を盡すべきである。

八、Oral Hygienistに準ずる歯科衛生婦を養成することが是非必要である、各歯科医学校等に於て其課程を設け、中等学校卒業者を入学せしめ二ケ年間教育することゝしたい。但し歯科衛生婦は患者に就て施術するのであるから、法規上の研究を要するものと思はれる。

九、我国に於ては児童歯科衛生の実際施設が不完全であつて之が整備は現在の急務である。先づ専任学校歯科医制度を拡充すると共に歯科衛生婦を国民学校に配置し口腔衛生の指導及予防処置の実施に当らせたい。

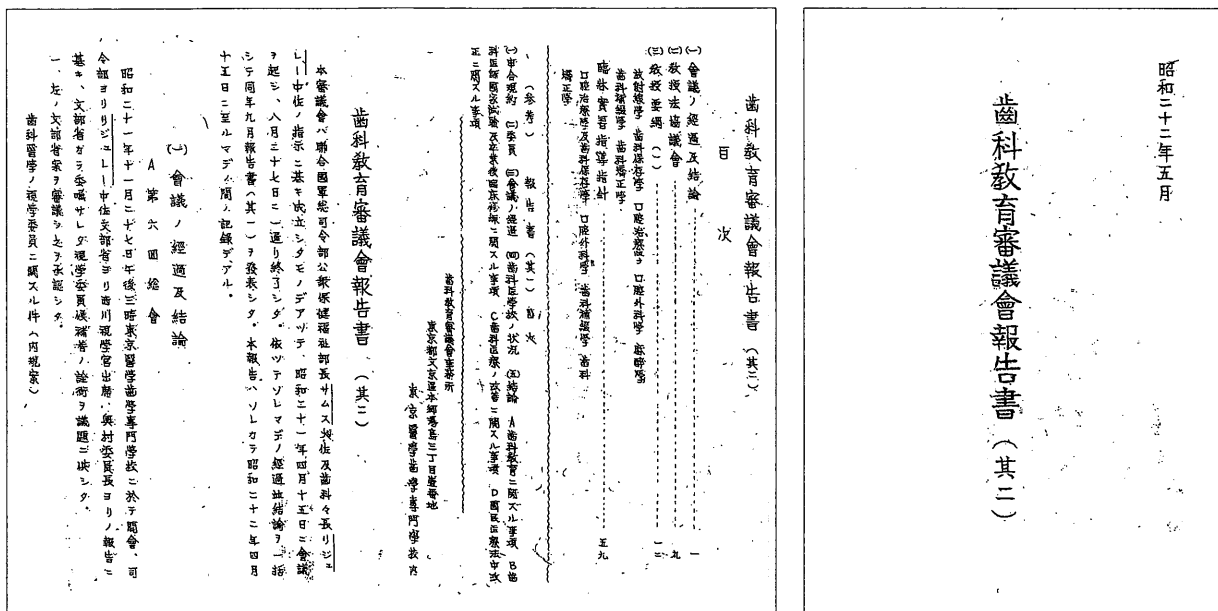
D 国民医療法中改正に関する件

一、国民医療法第八条第二項を削除する

歯科教育の向上及歯科医師国家試験の実施等に鑑み医師にして歯科専門を標榜し歯科医業を行はんとする者は歯科医師国家試験に合格し歯科医師の免許を受くべきであつて、現行規程の如く厚生大臣の認可によることは適当でないと考へる。

但し従来既に右の認可を受けたる者は之を歯科医師と看做すことに致したい。

歯科教育審議会報告書（其二） 昭和22年5月



歯科教育審議会報告書（其二）

目次

- (一) 会議の経過及結論
- (二) 教授法協議会
- (三) 教授要綱（一）

放射線学 歯科保存学 口腔治療学 口腔外科学 麻酔学 歯科補綴学 歯科矯正学
臨床実習指導指針

口腔治療学及歯科保存学 口腔外科学 歯科補綴学 歯科矯正学

（参考） 報告書（其一） 目次

- (一) 申合規約 (二) 委員 (三) 会議の経過 (四) 歯科医学校の状況
- (五) 結論 A 歯科教育に関する事項 B 歯科医師国家試験及卒業後臨床修練に関する事項 C 歯科医療の改善に関する事項 D 国民医療法中改正に関する事項

歯科医学教育審議会事務所 東京都文京区本郷湯島三丁目壹番地 東京医学歯学専門学校内

歯科教育審議会報告書（其二）

本審議会は連合国軍総司令部公衆保健福祉部長サムス大佐及歯科々長リジュレー中佐の指示に基き成立したものであつて、昭和二十一年四月十五日に会議を起し、八月二十七日に一通り終了した。依つてそれまでの経過並結論を一括して同年九月報告書（其一）を發表した。本報告はそれから昭和二十二年四月十五日に至るまでの間の記録である。

(一) 会議の経過及結論

A 第六回総会

資料・歯科教育審議会報告書（其二）

昭和二十一年十一月二十七日午後三時東京医学歯学専門学校に於て開会、司令部よりリジュレー中佐文部省より西川視学官出席、奥村委員長よりの報告に基き、文部省から委嘱された視学委員候補者の詮衡を議題に供した。

一、左の文部省案を審議し之を承認した。

歯科医学の視学委員に関する件（内規案）

一、任務

1. 視学委員は文部大臣の命を受けて歯科医学関係の大学、専門学校を視察指導する、視察が終つた時は文書を以て視察状況を報告する。

2. 視学委員は歯科医学教育について文部大臣の諮問に応じ又は意見を具申して歯科医学教育の振興充実に努める。

二、視学委員数

視学委員数は概ね五名とし詮衡範囲は次の如くする

- | | |
|----------------------|-----|
| イ. 歯科大学、歯科医学専門学校の教職員 | 約三名 |
| ロ. 其他学識経験豊富な者 | 約二名 |

三、詮衡方法

文部省は歯科大学、歯科医学専門学校に対して各二名以内の候補者の推薦を請ひ、これと別に歯科医学教育審議会の選んだ数名の候補者に就き歯科医学教育審議会に諮問する。

歯科医学教育審議会はこれに応じ詮議の上約十名の候補者を文部省に推薦する。

文部省はこの推薦者中より詮衡決定する。

四、委嘱期間

委嘱期間は二年として文部大臣が之を委嘱する二年の期間を終へた者でも更に引続いて委嘱することがある、但し引続き四年以上委嘱することは出来ぬ

委嘱期間は毎年度始めを原則とする

補欠委員の委嘱期間は前任者の残余期間とする

一、視学委員候補者の決定に就てはリジュレー中佐より其重要性を強調、慎重なる選定を希望された。

a. 学校関係者に就ては予め各校より文部省に報告せられた候補者に付投票を行ひ左の通り決定した。

花澤 鼎、入交直重、長尾 優、中川大介、佐藤運雄、豊田 實（ABC順）

b. 学校関係以外の者に就ては各委員より適任者を推薦し更に投票を行ひ左の通り決定した。

青木貞亮、青野房次郎、長谷川慶蔵、堀内 清、眞鍋満太、柳樂達見（ABC順）

本会に於ては各候補者の承諾を得たる後、之を文部省に報告したが同省に於ては一月二十三日附左の諸氏を任命した。

花澤 鼎、堀内 清、眞鍋満太、中川大介、豊田 實（ABC順）

B 第七回総会

昭和二十一年十二月二十四日午後一時半、東京医学歯学専門学校に於て開会、臨床及衛生各科教授要綱案及臨床実習指針案の説明を聴取し審議の上之を可決した。

C 第八回総会

文部省学校教育局長の通達に基き、昭和二十二年一月十六日午前十時、全国歯科医学校長（大阪歯科医学専門学校校長飯塚淳一郎病欠欠席、同校柳生教授代理出席）は集合会議を開き、西川文部省

資料・歯科教育審議会報告書（其二）

視学官及奥村歯科教育審議会委員長から歯科教育に関する協議事項に付説明があり慎重協議を重ね別記の通り申合せを行つた。

同日午後一時半、歯科教育審議会第八回総会を開き、右校長会議の申合せ事項に付協議し、意見を交換したる結果之を承認した。

同日午後三時歯科医学校長会議に出席した全員、眞鍋審議会委員は西川文部省視学官と共に総司令部に於てサムス大佐並にリジュレー中佐に面会懇談を重ねたる結果左の結論を得た。

一、新教育制度（上級中学校まで）が一九四七年四月開始の場合には、歯科医学校は大学としての歯科医学教育を一九五〇年までに発足すること。若し右の開始が一九四八年四月なるときは、一九五一年四月までとすること。

一、歯科医学校が大学として専門教育を行ふには其以前十四ケ年の準備教育を要すること。

右の準備教育中の第十三年及第十四年は、大学に於ける「リベラルアーツコース」たるべきこと。

一、過渡期に於ける歯科医学専門学校の新入学生徒募集に就ては左の方法によること。

視学委員の報告に基き文部省は歯科医学専門学校をA B二級に分つこと。

A級学校は左の条件を以て新入学生徒を募集することが出来る。

a. 定員を百二十名に減少する。

b. 新入学生徒の募集は本年及明年（一九四七年及一九四八年）のみとする。

B級学校は一九四七年及其以後新入学生徒を募集せざること。

一、在學生徒は卒業と共に直ちに歯科医師国家試験を受験せしむること。

右は同日並に二月二十八日、之を文部省学校教育局長に上申した。

申合せ

一、各歯科医学専門学校は歯科教育審議会の決定に従ひ、あらゆる困難を排して内容の改善充実を図り歯科大学設立の目的を達成せんことを期する。

一、各歯科医学専門学校は如何なる事態に遭遇するとも、在學生徒の教育には万全を期し、誓つて生徒の意志を貫徹せしむる様努力する。

一、過渡期に於ける生徒の新入学に関しては次の方法に拠らんことを希望する。

文部省は視学委員の報告に基き、歯科医学専門学校をA B二級に分つこと。

A級学校は左の条件により、生徒の新入学を認めらるべきこと。

a. 一年制予科を置くこと。

b. 生徒定員を百二十名以下とすること。

c. 右の募集は昭和二十二年及二十三年のみとすること。

B級学校は新に生徒を入学せしめざること。

文部省に於ては三月中視学委員をして各学校を視察せしめたが、其報告に基き、五月十日各校に長の参集を求め五校をA級とし、三校をB級とする旨発表した。

A級 東京医学歯学専門学校
東京歯科医学専門学校
日本歯科医学専門学校
日本大学専門部歯科
大阪歯科医学専門学校

B級 東洋女子歯科医学専門学校
日本女子歯科医学専門学校
福岡医学歯学専門学校

D 第九回総会

昭和二十二年三月二十八日午後一時半、東京医学歯学専門学校に於て開会、臨床各科教授要綱案及臨床実習指針の説明を聴取し、審議の上之を可決した。

E 第十回総会

昭和二十二年四月十五日午後一時半、本会創立一週年に際し、東京医学歯学専門学校に於て開会、眞鍋委員は視学委員長として其任務の経過を、長尾委員は国家試験委員長として当時までの経過をそれぞれ報告し、又奥村委員長及長尾委員より「プレデンタルコース」並大学設立基準案に付現状の報告あり、次で左の件を決定した。

- 一、本会の機構、委員、役員共現状の通りとし日本歯科医師会の改組を俟つて適當の処置を執ること。
- 一、各校よりの推薦による委員並に文部省西川視学官及視学委員一名を以て教科書委員会を構成すること。
- 一、学校よりの推薦による委員並厚生省大西技官、日本歯科医師会より推薦せられたる鹿嶋俊雄氏を以て資材委員会を構成すること。
- 一、教授法協議会に於ては左の各科目を担当する各校教授其他を以て各科目教授要綱を立案することとし其第一回委員会を五月二十三日開会すること。

口腔解剖学 口腔組織学 口腔生理学 口腔病理学 口腔細菌学 歯科薬物学 歯科理工学

(二) 教授法協議会

本会は本会第五回総会の決議に従ひ、各科目の教授法に就て協議会を開き、授業の内容に或る程度の基準を設けんことを企図した。

一、歯科臨床諸科目及口腔衛生学教授法協議会

昭和二十一年十月七日午後一時半、東京医学歯学専門学校に各校各科主任教授の参集を乞ひ、第一回総集會を開き奥村委員長より審議の目的を述べて承認を求め、直ちに委員長及幹事の選挙を行ひ左の通り決定した。

委員長 豊田 實 幹事 杉山不二（幹事は最初、高橋新次郎氏当選したるも、多忙の爲め辞退せられたるにより杉山氏就任された。）

審議の必要上、左の六部会を設け、選挙により部会委員長を決定した。

- | | |
|----------------|--------------|
| a. 放射線学 | 委員長 花村信之 |
| b. 歯科保存学、口腔治療学 | 委員長 杉山不二 |
| c. 口腔外科学、麻酔学 | 委員長 大井 清 |
| d. 歯科補綴学 | 委員長 入交直重 |
| e. 歯科矯正学 | 委員長 高橋信[新]次郎 |
| f. 口腔衛生学 | 委員長 白土壽一 |

各部会はそれぞれ屢々会合して協議を進め（通計二十九回）各科目の教授要綱案を編成して委員長に提出し、同年十二月二十四日第二回総集會に於て放射線学、歯科保存学、口腔治療学、口腔外科学、歯科矯正学及口腔衛生学の各教授要綱を決定し、昭和二十二年三月二十八日には第三回総集會を開き、麻酔学及歯科補綴学の各教授要綱を決定し何れも本審議会に報告された。

一、臨床実習協議会

前記教授要綱と相併んで各科の臨床実習指導指針を作成せんが爲め、先づ各科目毎に質疑要綱を各校主任教授に送つて責任ある回答を求め、之を基礎として、協議会を開いた。歯科保存学及口腔治療学に就いては奥村本会委員長座長席に著て二回、歯科補綴学は奥村委員長、座長席に著て二回、

資料・歯科教育審議会報告書（其二）

口腔外科学、^マ麻醉学、^マ放射線学は大井清教授座長席に著き一回、^マ歯科矯正学は高橋信[新]次郎教授、座長席に著き一回開会、其等の会談には各校の教授以下助手等数氏が来会され、リジュレー中佐は毎回出席、熱心なる指示を与へられた。

其結論を基として教授法協議会各部会に於て指針案を編み、十二月二十四日、三月二十八日の二回に亘り、総集会を開いて之を決定し、本審議会に報告された。依て全文を本報告書に掲載した。教授法審議会の成案は、歯科教育の将来の方向を示すものであつて、裨益する所大なるものあるを信ずるのである。

リジュレー中佐が要綱及指針の全文に目を通され 懇切なる注意を与へられたるに対し、深甚なる謝意を表するものである。

（三）教授要綱

放射線学教授要綱（昭和二十一年十二月四日）

部会委員長 花村信之
委員 安藤正一
筆本新一
岩橋 章
三崎鈔郎
二宮千代
高橋新次郎

（一）目的

歯牙疾患の診断及治療に必要な放射線の理論と實際を教授するのを目的とする。

（二）方法

理論は主として講義及び示説で授け、その實際は実習によつて修得させる。

（三）時期

第三学年において主として講義と示説を行い、第四学年において実習を主として行う

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他学科との関係

放射線学の授業は、物理学、解剖学、細菌学、病理学の課程終了後に開始するようにする、そして以上の学科とは密接な関係を保たせながら、極端な重複を避けて教授上の万全を期するようにする。

口腔治療学教授要綱（昭和二十一年十一月十四日）

部会委員長 杉山不二
委員 檜垣麟三
小林しのぶ
前田香苗
宮崎三雄
長尾スミヨ
尾形利二
吉崎誓信

（一）目的

歯牙の硬組織、歯髄及び歯牙支持組織疾患の予防と療法並に外科的処置を必要としない口腔軟組織諸疾患の療法を理解修得させるのを目的とする。

（二）方法

講義、示説、及び模型実習を行う

（三）時期

講義、示説、模型実習共第二学年及び第三学年中にこれを実施する。

示説は適宜講義に織込み又は模型実習の際これを行う

模型実習は歯科保存学の模型実習と関連させ出来るだけ講義と平行してこれを行うようにする

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他学科との関係

口腔治療学の授業は口腔解剖学、口腔組織学、口腔細菌学、口腔病理学、薬理学の課程終了後に開始するのを適当とする

歯科薬物学とは密接な関係があるが、薬剤の処方、使用法等については、その説明が重複しないように常に連絡をとること

齶蝕及び歯槽膿漏の予防法はこれを口腔衛生学に譲る

口腔軟組織疾患の治療法については常に口腔外科学と重複しないように連絡すること

歯科保存学教授要綱（昭和二十一年十一月十四日）

部会委員長 杉山不二

委員 檜垣麟三

小林しのぶ

前田香苗

宮崎三雄

長尾スミヨ

尾形利二

吉崎誓信

（一）目的

歯牙硬組織欠損に対する窩洞形成の原則と充填法を教え、これによつて歯牙正常解剖形態並びに正常機能の恢復法を理解修得させると同時に硬組織欠損の早期処置が歯髄及び歯牙支持組織疾患の予防として重要であることを認識させることを目的とする

（二）方法

講義、示説及び模型実習を行う

（三）時期

講義、示説、模型実習共第二学年及び第三学年中にこれを実施する。示説は適宜講義に織込み又は模型実習の際これを行う、模型実習は口腔治療学の模型実習と関連させ出来るだけ講義と併行してこれを行うようにする。

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他学科との関係

資料・歯科教育審議会報告書（其二）

歯科保存学の授業は口腔組織学、口腔病理学、口腔生理学、歯科理工学の課程終了後に開始するのを適当とする

充填材料の理化学的性状に関する説明はこれを歯科理工学に譲る

齶蝕の説明は口腔病理学と余り重複しないよう簡単にこれを行うこと

鑄造法については歯科補綴学と余り重複しないよう密に連絡すること

麻酔学教授要綱（昭和二十一年十一月十五日）

部会委員長 大井 清
委員 平川正輝
藤林 平
岩橋 章
河野庸雄
七浦幸七
大久保金藏
宇賀春雄

（一）目的

歯科临床上必要な麻酔法の理論と實際を理解修得させるのを目的とする。

（二）方法

講義及び示説を行う

（三）時期

第三学年において実施する

（四）授業内容

……（中 略）……

（五）他学科との関係

麻酔剤の薬理作用については、これを薬理学、歯科薬物学に譲る。

口腔外科学教授要綱（昭和二十一年十一月十五日）

部会委員長 大井 清
委員 平川正輝
藤林 平
岩橋 章
河野庸雄
七浦幸七
大久保金藏
宇賀春雄

（一）目的

口腔、顎及びその隣接組織に現われる先天的並に後天的疾患について、その原因、病理、症候、診断及び処置等を理解させ、かつこれを各種疾患の予防及び治療に応用させるように教育するのを目的とする

（二）方法

講義及び示説を行う

（三）時期

講義は第二学年及び第三学年中にこれを実施する。

示説は第三学年及び第四学年中に之を実施する。

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他学科との関係

（１）先天的竝に後天的異常の原因、病理等は、これを口腔病理学に譲る。

（２）顔面、顎の欠損の補綴法はこれを歯科補綴学に譲る

（３）炎症性疾患のうち原発性歯齦炎、原発性口内炎等はこれを口腔治療学に譲る

顎骨の炎症のうち細菌、病理等はこれを細菌学、口腔細菌学及び病理学、口腔病理学に譲る

（５）腫瘍の原因、病理はこれを病理学、口腔病理学に譲る

以上のほか内科及び診断学、外科学隣接臨床医学等とは出来るだけ重複しないように連絡すること。

歯科補綴学教授要綱（昭和二十二年三月二十二日）

部会委員長 入交直重

委員 川上政雄

眞壁奈津

松岡操一

溝上喜久男

沖野節三

坪根政治

山口秀雄

（一）目的

歯牙、口蓋 顎骨竝に近接諸組織の実質欠損を補綴し、形態、外観及び機能の恢復をはかるために必要な方法を、理論的及び实际的に教授することが本科目の目的である。

本科目において行う補綴とは、一歯冠の全形又は一歯以上の復整をいうのであつて、それ以下の、例えば歯冠の一部の復整は、これを保存学において取扱うのである。

補綴を完成するためには、技術的、審美的及び生物学的要素を必要とするのであつて、三者その重要性において異ることなく、互によく調和しなければならない。学生は常に理論に基いて技術を修練することを心掛け、自己の教養を深くして美に対する「センス」を高めることに努め、又、模型の上で実習していても、その模型が生活体であることを念頭から離してはならない。即ち歯牙及びその附近組織の欠損によつて、如何なる疾病が起るか、又補綴の適不適によつて発病及び予防の上に如何なる結果を来すかを考えなければならない。

（二）方法

講義、示説及び模型実習を行う。

（三）時期

第一学年より第三学年（臨床実習前）までにおいてこれを課することとする。講義示説及び模型実習はなるべく並行に実施する但し臨床示説は臨床実習が始つても同時に進行した方がよい。これによつて、それは前には与えられない利益を学生に与え得るのである。

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他学科との関係

本学科は殆どすべての学科と関連して、広汎な基礎の上に樹つて研究されなければならない。殊に口腔解剖学、口腔生理学を基礎としなければ形態的、機能的復整が出来ないことは明白である。又これとともに口腔病理学、口腔衛生学、口腔治療学の知識を籍りなければ生物学的に補綴を見ることが不可能となる。理論ばかりでなく、実地についても、よく既修の学問を活用しなければならない。

更に歯科理工学に至つては密接不可分の関係に立っているから双方十分な連絡の上に授業も研究も行わべきである。応用材料及び器械の成分性能及び処理法はすべて理工学において講じ、基本技術についても、理工学実習で修めた後に、これを復整の方面に応用しなければならない。歯科保存学は補綴学と共に復整臨床を構成するものであつて、技術的にも相互連携して行うべきものである。もつと根本に溯れば、数学、物理学、化学、金属学等の最近の目ざましい進歩発達を補綴学に採り入れなければ実際上にも理論上にも補綴学の進展を期することが出来ない。

歯科医学史は特に最近数十年間の補綴の歩みを熟視して、これを現在の状態に照し、思を将来に致すの資となさなければならない。学生をして現在の講義と実習とを咀嚼せしむるとともに将来への大発展に深く期待し、その先頭に立たんとする氣力を昂揚せしむべきである。各校教授の責任はこの点にも亦甚だ大きいものがある。

歯科矯正学教授要綱（昭和二十一年十一月五日）

部会委員長 高橋新次郎

委員 日置清雄

岩垣 宏

河野健祐

水島千代

太田 實

齋藤 久

山村コウ

（一）目的

総合咀嚼器官の發育及びその不正の予防と改善について教授するのを目的とする。

（二）方法

講義、示説及び模型実習を行う

（三）時期

講義、示説及び模型実習共第三学年においてこれを実施する。

（四）教授内容

……（後 略）……

口腔衛生学教授要綱（昭和二十一年十一月十八日）

部会委員長 白土壽一

委員 中村平藏

大西清夫

大久保尚
奥村鶴吉
豊田 實
柳生嘉雄
横澤國雄

（一）目的

歯口疾患予防の重要な所以を認識し、これが原理及びその応用の方法を理解させることが本科目の目的とするところである。口腔衛生の発達により国民がよりよき健康を保ち、より多くの生活上の福祉を受くるに至らんことは最も望ましいことで、これが指導の任に当る歯科医家の責務につき学生の自覚を促すべきである。なお将来これが実地施設を如何なる方向に拡大すべきか又一般歯科診療の適否が口腔衛生と如何に密接な関係を有するかの問題につき学生をして自発的かつ具体的な研究を行わしむべきである。

（二）方法

学生をして講義及び実習の二方面よりこれが学習に従事させるのを必要とする。

（三）時期

本科目の授業は基礎学科の講義及び実習の終了後とし学生をしてそれ等の知識を十分に活用するよう努めさせたい、故に第三学年においてこれを課するのを適当とする。

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他学科との関係

本科目は栄養学、衛生学、社会歯科学、学術修辞学と密接な関係がある。相互にその内容を活用すると共に重複しないように充分注意すべきものである。栄養学、衛生学共に実習を伴っていないから本科目においてこれ等の実習をも併せて行うことを必要とする。

歯科医学史の講義とも重複し易いから注意しなければならない。

臨床実習指導指針

歯科保存学及び口腔治療学臨床実習指導指針（昭和廿一年十二月五日）

一般方針

一、歯科医療の根本方針は予防と平期処置にあることはいうまでもない。国民保健の重要性に鑑み、学生に対する臨床指導は常にこの線に添わなければならない。

一、右の方針を守らうとするには、術者は患者の要求だけに捉えられることなく、常に患者を教導して正しい歯科医療を理解させなければならない。

……（中 略）……

リクアイアメント

一、学生に課すべきリクアイアメントは各校における学生の数、来院患者の数等によつて画一的にこれを定めることは出来がたいが、出来るだけ多くの症例を修得させるように努めなければならない、そうして左の症例については学生自らその診療を行わせなければならない。

（イ）鎮静療法

（ロ）歯髓覆罩

（ハ）歯髓除去

（ニ）感染根管の処置

- (ホ) 根管充填
- (ヘ) 歯口清掃
- (ト) 歯槽膿漏の治療
- (チ) アマルガム充填
- (リ) 珪酸セメント充填
- (ヌ) 金箔充填
- (ル) 金属インレー
- (ヲ) 陶材インレー（但し専門学校の課程においては省略する）

口腔外科学臨床指導実習指針（昭和二十二年一月三十日）

一般方針

一、歯科医療の根本方針は予防と早期処置にあることはいうまでもない。口腔外科領域における臨床指導は常にこの線に添わなければならない。口腔に現われる原発性竝に継発性疾患に対し、合理的に診断及び処置が行われるかどうかは国民保健の上に重大な影響を及ぼすものであることを学生に銘記させなければならない

一、口腔には局所的に原発する疾患のほか、他臓器疾患であつて口腔内にその症状を現わすものが少なくない、従つてそれらの早期診断竝びに早期処置が全身的疾病の予防及び予後に重大な関係があることを学生によく了解させなければならない

一、右の方針を実行するには、必要な諸設備を整備して学生にこれが応用を正しく理解させその實際を修得させるように指導しなくてはならない

一、患者を教育することもまたこれを学生に指導すべきである。

……（中 略）……

リクアイヤメント

一、学生に課すべきリクアイヤメントは各校画一的にこれを定めることは出来ないが、出来得だけ多くの症例を修得させるように努めなければならない。そして左については学生が実地にこれを行ふように指導すべきである。

- (イ) X線撮影竝びに読像
- (ロ) 伝達麻酔、浸潤麻酔
- (ハ) 皮下注射、筋肉内注射、静脈内注射
- (ニ) 抜歯
- (ホ) 膿瘍切開
- (ヘ) 歯根切除術
- (ト) 歯槽骨整形手術
- (チ) 歯槽膿漏手術
- (リ) 諸検査法

なおなるべく多くの諸症例及び諸手術について学生に対し臨床示説を行ふよう努めなければならない。

歯科補綴学臨床実習指針（昭和二十二年三月二十二日）

一般方針

一、歯科医療の根本方針が、予防と早期処置とにあることはいうまでもないが、予防を怠り又は早期処置の時機を失したために、補綴的方法によらなければならぬ症例が沢山にある。従つて歯科補

綴が完全に行われることと、民衆の如何なる層の要求をも充し得られるようにすることは、歯科臨床に対する社会の非常に強い希望である。

一、補綴においては技術的要素が大切であつて、術者は手技の練達に努めなければならぬが、そのために兎角、生物学的要素が等閑に付され易いから注意しなければならない。補強装置そのものが治療と予防とに役立たなければ補綴を行う意義がなくなるのである。断じてその反対になつてはならない。

一、補綴における審美的要素とは、患者個人が持つべき自然の美の再現を目標としなければならない。ここにいう美とは人工的装飾の意でないことは勿論である。況んや患者も術者も共にその文化的標準の極めて低いことを表示するが如き手段をとることは、歯科補綴学の冒瀆である。

一、歯科臨床においては、診察室と同様に技術室を整備すべきである。ここに相当な資格ある指導者を配置しなければならない。歯科医学校においては決して「ラボラトリー」を利用し、或は「テクニシャン」を雇用してはならない。

……（中 略）……

レクワイヤメント

一、補綴臨床の経験は、患者毎に新味を加えて来るものであるから、学生は各例共に既修の知識と技術とを傾けて適切な、補綴を試みるよう努力すべきである。従つて常に研究的態度を失わず、将来への練達に備えなければならない。

一、学校において必要とするレクワイヤメントは臨床上必ず実施を要する普通に遭遇する例症を包含し、かつ普通に利用し得べき材料及び基本技術が遺憾なく応用し得らるゝ種類を選むべきである。その他は臨床示説だけで宜しい。口蓋及び顎骨補綴の如きもまた然りである。

一、左に普通に挙げらるべきレクワイヤメントを掲げる、その例数は各校及び主任教授がこれを決定するに任せる。但しポーセレン、チャケット、クラウンは専門学校では省略して宜しい。

全部床義歯

局部床義歯

合釘継続歯

白歯金冠

固定架工義歯

修理及改造

ポーセレン、チャケット、クラウン

歯科矯正学臨床実習指導指針（昭和二十二年一月十五日）

一般方針

歯科矯正学の目的は総合咀嚼器官の發育成長の研究及びその歪の予防と改善にあるのであるから、臨床実習にあつては先づ乳歯弓及び混合歯弓期にある幼少患者について、その咬合の推移並びに歯牙交換の様相を知らしめ、特に乳歯の重要性を強調する。

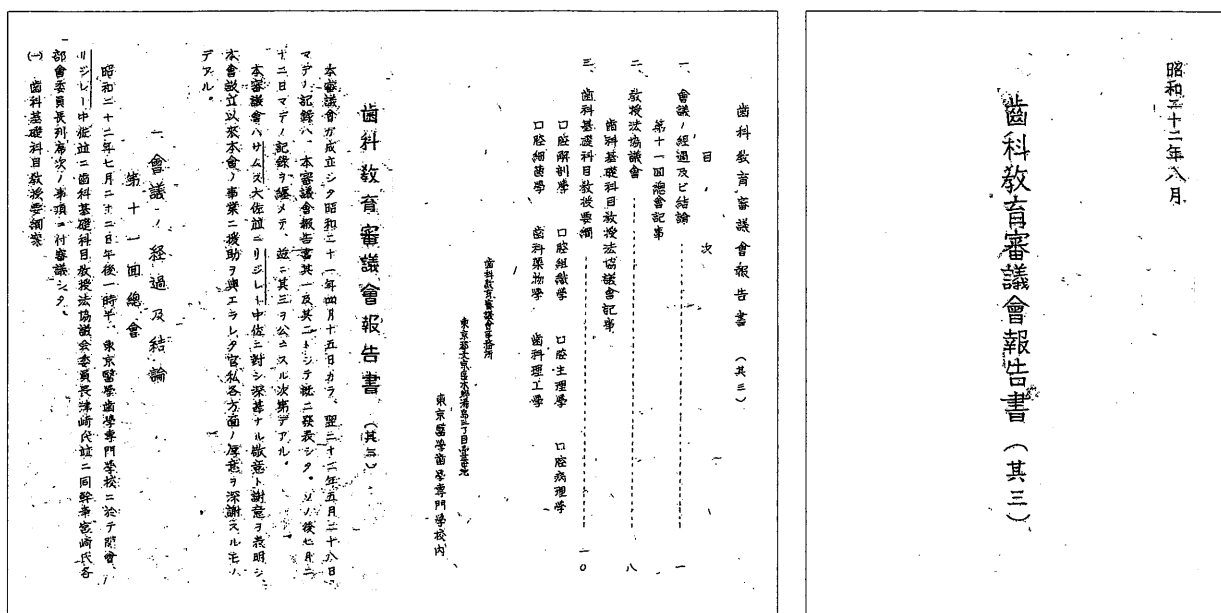
ついで不正咬合の局所的原因についての臨床的知識を与え、予防歯科矯正学の大意を会得させる。

不正咬合の治療については早期治療の必要性を説くと共に、一方他科との連携、たとえば所謂歯槽膿漏症の予防、改善に関しては歯科保存学、歯科補綴学との関係を、又副木、固定装置等に関しては口腔外科学との関係を指導する。

治療の實際を指導するにあつては、簡単な装置の取扱い方を指導し、出来るだけ学生をして矯正臨床に興味を持たしめ、将来研究科に於ける専攻に誘導するごとく指導することが望ましい。

……（後 略）……

歯科教育審議会報告書（其三） 昭和22年 8月



歯科教育審議会報告書（其三）

目次

一、会議の経過及び結論

第十一回総会記事

二、教授法協議会

歯科基礎科目教授法協議会記事

三、歯科基礎科目教授要綱

口腔解剖学 口腔組織学 口腔生理学 口腔病理学 口腔細菌学 歯科薬物学 歯科理工学

歯科教育審議会事務所 東京都文京区本郷湯島三丁目壹番地 東京医学歯学専門学校内

歯科教育審議会報告書（其三）

本審議会が成立した昭和二十一年四月十五日から、翌二十二年五月二十八日までの記録は、本審議会報告書其一及其二として既に発表した。その後七月二十二日までの記録を纏めて、茲に其三を公にする次第である。

本審議会はサムス大佐竝にリジレー中佐に対し深甚なる敬意と謝意を表明し、本会設立以来の本会の事業に援助を与へられた官私各方面の厚意を深謝するものである。

一、会議の経過及結論

第十一回総会

昭和二十二年七月二十二日午後一時半、東京医学歯学専門学校に於て開会、リジレー中佐竝に歯科基礎科目教授法協議会委員長津崎氏竝に同幹事宮崎氏各部会委員長列席次の事項に付審議した。

(一) 歯科基礎科目教授要綱案

津崎委員長及各部会委員長より、予め審議会委員に提出してあつた原案に付き、説明があり、意見

資料・歯科教育審議会報告書（其三）

の交換を行いたる後、一二訂正の上これを決定した。その全文は本報告書に添付してある。次に(二)より(四)に至る報告を審議しこれを承認した。

(二) 第一回国家試験の成績に関する報告 長尾 優

試験は左の如く施行された。

一、筆答試験 四月一日から三日まで、東京、大阪、小倉の三ヶ所でこれを施行した。出題は五十問、その受験者は一、一一三名であつた

一、実地試験 八校を左の三群に分ち、それぞれの学校でこれを施行した。その受験者数は一、〇七九名であつた。

第一群 東京医学歯学、東京歯科、日本歯科、日本大学歯科各校につき 四月七日から十四日まで

第二群 東洋女子、日本女子、大阪歯科、福岡県立医学歯学各校につき 四月二十一日から二十六日まで

一、成績発表 六月三十日発表、合格者数 七六一名、即ち合格率は七〇、五二%である。

一、試験に関与したもの、職氏名は次の通りである。

イ. 歯科医師国家試験審議会委員 会長 長尾優、奥村鶴吉（以上学校代表） 堀内清、大橋正輔（以上開業医代表） 加藤清治（日本歯科医師会長） 日高第四郎（文部省学校教育局長） 東龍太郎（厚生省医務局長）

ロ. 試験委員 長尾優（委員長） 堀武、入交直重、岩垣宏、河野庸雄、前田香苗、松岡操一、宮崎三雄、大井清、白土壽一、杉山不二、高橋新次郎、山口秀雄（以上学校側） 青野房次郎、新畑小一郎、長谷川慶蔵、生田信保、宮永登起雄、根本潤一郎、荻原雄一郎、大橋二郎、大橋正輔、榊原勇吉、高橋修一郎、山崎謙（以上開業医）

ハ. 主事 久下勝次、谷川直臣

(三) 歯科教育に関する教育刷新委員会の決定に関する報告 奥村鶴吉

昭和二十二年一月十六日総司令部に於いてサムス大佐並リジレー中佐と、歯科医学校長との会談に於いて、「プレデンタルコース」はこれを二ヶ年とすることに決定されたのは既記の如くである。内閣に設けられた教育刷新委員会に於いては五月三十日第五部会（大学教育を扱う、主査は小宮豊隆氏）に於いて、歯科教育に関する審議が始まり、歯科を四年とすることは当然なるも、その前に「プレデンタルコース」を置く必要ありや否や、又年限を如何にするやに就き、種々議論が起り、遂に六月二十日同委員会総会に於いて漸く二年制決定に達することを得たのである、当日二年案の賛否各十四票であつたが、委員長安倍能成氏これを可とする意見により辛じて決定された。本件の審議に就いて長尾優、加藤清治の二氏並に奥村が臨時委員として出席し、種々意見を述べ、別記の如き二年制「プレデンタルコース」学科課程案を提出した。参考としてこれを茲に掲げて置く。尚、医科側委員柿沼昊作及臨時委員福田邦二両氏が、共に歯科側の提案を支持し、これが必要を強調されたことを、特記して置きたいと思うのである。

二年制プレデンタルコース学科課程案

科 目	一年		二年		総 時 数	単位数			
	前 期 15 週	後 期 15 週	前 期 15 週	後 期 15 週		講 義	実 習		
必修 教 材	1	英語	4	4	4	4	240	16	解析学の補充，幾何学の基礎概念，図法幾何，誤差論及統計力学，熱性，波動熱，光，電磁波，新興物理学の概念 理論化学，一般無機化学，一般有機化学，及化学，合成化学の概要 比較形態学，比較生理学，細胞生理，遺伝，動植物分類学大意 材料の強さ，機構，機械要素及統計工作法 金属の一般性質，精錬，製法，金相学の大意，及これ等と密接な関係を有する地質，鉱物学の一種 美学の基礎概念及美術史，芸術論の概要 素描，塑造 社会，経済，政治，法律及宗教等の知識を史的に総合しそれ等を時事問題と関連して公民教育を行ふ 哲学概論，哲学史 感覚，知覚，感情，意志，思考，学習心理学
	2	数学	4	3	2	2	165	11	
	3	物理	3	1	1	1	90	6	
	4	同実習		3	3	3	135	3	
	5	化学	3	1	1	1	90	6	
	6	同実習		3	3	3	135	3	
	7	生物学	3	2	1	1	105	7	
	8	同実習		3	3	3	135	3	
	9	機械学大意	3	1	1	1	90	6	
	10	同実習		3	3	3	135	3	
	11	冶金学	1	1	1	2	75	5	
	12	美術概論	2	1	1		60	4	
	13	美術実習			3	3	90	2	
	14	社会	2	1	1	1	75	5	
	15	哲学	2	1	1	1	75	5	
	16	心理学	2	1			45	3	
	17	体育	1	1	1	1	60		
	合 計	30	30	30	30	1800	74	14	
							88		
選 択 教 材	1	ドイツ語	2	2	2				
	2	フランス語	2	2	2				
	3	ラテン語			1	1			
	4	古典	1	1	1	1			
備 考		講義一週一時間	十五週で一単位						
		実習一週一時間	十五週で一単位						

(四) 大学設立基準及大学基準協会に関する報告 長尾 優

一、昭和二十一年十一月文部省に於いて大学設立基準設定協議会を設け、官立大学五、私立大学五の委員の委嘱し、先づ大学設立の共通基準に就いて協議し、その大綱に関する一応の審議を終えた。翌二十二年一月更に右協議会に左の分科会を設け、分科毎に詳細を審議することにした。

(イ) 文化系学部の分科会

(ロ) 理科系学部の分科会

(ハ) 女子大学に関する分科会

歯科の属してゐる理科系分科会には委員として長尾が出席、前後八回の会議を経て、七月十八日審議を終了した。歯科大学設立基準としては、先に歯科教育審議会で決めた案をその儘提出し、理科系分科会の承認を得た

一、第一回全大学協議会を五月十二、十三の両日、全国の大学が集合して開催し大学設立基準を設定する件につき、協議し、全員一致これを承認した。(奥村、長尾出席)。尚その際の決議として共通委員十名に、更に私立大学連盟より五名を加え、十五名とした。

一、第二回全大学協議会は七月七日に開催、先に共通委員の手で審議決定を見た大学設置共通基準案を審議し、これを決定した。この案は近く文科系、理科系、女子系、の各分科会に於いて決定し

た案と共に、文部省の手に於いて取纏め発表される筈である。

本協議会に於いて、最も問題となつたのは学部の名称であつて、結局現行の大学令に規定されてあるもののみを含む（従つて歯科は省かれてある）次の如き原案がその通り決定された。併し委員長和田小六氏から「茲に掲ぐる学部の名称は、仮りに例として示したものであつて、他の学部の出来ることを妨げるものでない」旨が声明された

「大学の学部の種類は法学、文学、経済学、商学、医学、工学、農学、その他、学部として適当な規模、内容があると認められたものとする。なお、資質及び規模が、一学部を構成するのに適当なときは、必要に応じ、これを分合して一学部とすることができる。」

一、大学基準協会が七月八日設立された。本協会は、旧大学令により設置されて設置後五ヶ年を経過した大学の、任意加入により成立したのである。

その目的は大学の基準を相互に適用しかつその基準を段々と高めて行つて、日本に於ける大学の向上を計ろうとすることにある。創立当時の本協会会員たる各大学は向後五ヶ年間に、今回文部省で設定した大学設置基準を本協会の基準として採用し、これを相互に適用し、相互に会員たることを認定するのである。又設立後五ヶ年を経過した新加入希望の大学をも審査し、入会の適否を決定するのである。

（五）教科書委員長報告

奥村審議会委員長より教科書委員会の成立したる旨説明し、同委員長沖野節三氏より調査の中間報告を行いこれを承認した。（幹事は中澤勇氏）

尚資材委員会も同時に成立し、委員長には大井清氏、幹事には増原栄^{マツ}[英]一氏が当選した。

二 教授法協議会

一、昭和二十二年五月二十三日午後一時三十分、東京医学歯学専門学校に於いて各校教授諸氏参集の上、第一回総集會を開き、奥村審議会委員長より審議の目的を述べて承認を求め、直ちに協議会委員長及び幹事の選挙を行い左の通り決定した。

委員長 津崎孝道 幹事 宮崎吉夫

審議の必要上、左の七部会を設け、選挙により部会委員長を決定した。

一、口腔解剖学	委員長	齊藤 久
二、口腔組織学	委員長	新嶋迪夫
三、口腔生理学	委員長	山極一三
四、口腔病理学	委員長	宮崎吉夫
五、口腔細菌学	委員長	米澤和一
六、歯科薬物学	委員長	岡田正弘
七、歯科理工学	委員長	巖 眞教

一、その後各部会はそれぞれ屢々會合（通計十七回）して協議を進め、各科目の教授要綱案を編成して委員長に提出した。

一、六月二十三日午後一時三十分東京医学歯学専門学校に於いてリジレー中佐列席、第二回総集會を開催し、口腔解剖学、口腔生理学及口腔細菌学の教授要綱案を審議した。

一、六月二十七日午後一時、東京医学歯学専門学校に第三回総集會を開催し、口腔組織学、口腔病理学、歯科薬物学及び歯科理工学教授要綱案を審議した。

一、七月十五日午後一時三十分、東京医学歯学専門学校に第四回総集會を開催し、口腔組織学、口腔病理学及び歯科理工学の教授要綱に追加並に訂正を加えた。

一、昭和二十二年七月十七日午前十一時奥村審議会委員長、津崎協議会委員長及び宮崎幹事はPHWにリジレー中佐を訪問し教授要綱案を提出し、その承認を得た。

三 歯科基礎科目教授要綱

（一）口腔解剖学教授要綱（昭和二十二年六月二十三日）

部会委員長 齊藤 久
委員 岩橋 章
灘吉虎夫
新島迪夫
片山武夫
長尾スミヨ
佐原義長
白敷美輝雄
津崎孝道

（一）目的

歯科医療に直接必要である歯牙及び口腔諸器官並に隣接器官の肉眼的構造についての確実な知識を与えるのを目的とする。

（二）方法

講義、標本の示説及び演習を行う。

（三）時期

講義、標本の示説及び実習共に第一学年より第二学年前期中にこれを実施する。

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他学科との関係

解剖学、口腔生理学並に口腔組織学等の課程と重複しないように連絡すること

（二）口腔組織学教授要綱（昭和二十二年七月十五日）

（口腔衛生学を含む）

部会委員長 新島迪夫
委員 岩橋 章
桐野忠大
三枝 博
武井 信
片山武夫
松井隆弘
長尾スミヨ
小野寅之助

（一）目的

口腔の構成にあずかる諸器官の顕微鏡的構造及びその発生に就いて、教育することを目的とする。

（二）方法

講義はなるべく総論的なものに止め、各論は実習に主力を置く。各種の標本を出来るだけ豊富に整

備し、実収^{マア}[習]の効果を充分あげるようにする。実習にあたっては指導陣を整備し、教授自ら先頭に立って指導に任ずる。

（三）時期

解剖学及び組織学の総論を終えた頃に開始し、第一学年中に終了するようにする。

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他科との関連

解剖学、組織学及び口腔解剖学等の教育との連絡を密にする

（備考）珥瑯質はホウロウ質、齒齲は齒ギンと書いてもよろしい

（三）口腔生理学教授要綱（昭和二十二年六月二十三日）

部会委員長 山極一三

委員 原島 進

末永一男

山田 守

岡 芳包

須田 勇

栖原六郎

（一）目的

口腔及びこれと連関ある近接器官の生理学を、比較的詳細に説述するを以て目的とする。

（二）方法

講義及び示説を以てする。

（三）時期

第二学年の前期

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他学科との関係

一般生理学修了後に授くべきである。尚、口腔解剖学及生理学との連関を緊密にする。

（四）口腔病理学教授要綱（昭和二十二年六月二十七日）

部会委員長 宮崎吉夫

委員 秋吉正豊

〃 福島萬壽雄

〃 堀 武

〃 小早川庸造

〃 正木 正

〃 松宮誠一

〃 永松勝海

〃 小野寅之助

〃 豊田 實

（一）目的

口腔領域の疾患に対し病理学の原理を応用する基礎を与え、臨床歯科学を理解し易からしめるにある。

（二）方法

講義、示説及び実習を行う。

（三）時期

第二学年後期より第三学年前期に実施する。

（四）教授内容 （1）講義

- (A) 歯牙の形の異常： 歯牙の癒着及び融合、歯冠及び歯根の異常
 - (B) 歯牙の数の異常： 先天性の歯数の異常
 - (C) 歯牙の位置及び咬合の異常： （詳細は矯正学に譲る）
 - (D) 萌出の異常： 乳歯の萌出の異常、永久歯の萌出の異常
 - (E) 歯牙の構造の異常(歯牙の發育不全)： 全身的原因によるもの、局所的原因によるもの
 - (F) 歯牙の咬耗及び磨耗
 - (G) 歯牙の折傷及び脱臼、顎骨の骨折及び脱臼
 - (H) 歯牙の沈着物及び着色： 外因によるもの、内因によるもの
 - (I) 齲蝕： 定義、原因、琺瑯質(エナメル質)齲蝕、象牙質齲蝕、白堊質(セメント質)齲蝕
 - (J) 象牙質の増殖
 - (K) 歯髓の退行性変化： 萎縮と変性
 - (L) 歯髓の炎症： 急性歯髓炎、慢性歯髓炎
 - (M) 根端性歯牙支持組織炎： 急性炎及び慢性炎(繼発症を含む)
 - (N) 根管治療に伴う組織の変化
 - (O) 白堊質(セメント質)の増殖
 - (P) 白堊質(セメント質)及び象牙質の吸収
 - (Q) 辺縁性歯牙支持組織炎及びその繼発症： 急性炎及び慢性炎(歯槽膿漏)
 - (R) 咬合圧の歯牙及び周囲組織への影響
 - (S) 矯正による歯牙移動に附随する組織変化
 - (T) 抜歯創の治癒機転及び義歯装着による粘膜及び顎骨の変化
 - (U) 歯齦炎及び口内炎
 - (V) 唾液腺の疾患及び唾石
 - (W) 顎の嚢胞及び腫瘍： 歯牙に由来するもの、しからざるもの
 - (X) エプーリス
 - (Y) 歯牙に由来する病巣感染
- …… (中 略) ……

（五）他学科との関係

授業は口腔解剖学、口腔組織学及び病理学総論の課程の終了後に開始するを適當とする。病原菌に関しては口腔細菌学と密接なる関係を連絡をとる。

各学科との関係は各項目に於て考案する必要がある。特にC及びSは矯正学と密接なる関連をとる。Nは口腔治療学、Tは口腔外科学及び補綴学と密接なる関係を保つ。腫瘍の問題は病理学総論と連繋を保つ。X及びYは口腔細菌学及び口腔衛生学と密接なる関連を保つ。

（備考）琺瑯質はホーロー質、歯齦はシギンと書いてもよろしい。

資料・歯科教育審議会報告書（其三）

（五）口腔細菌学教授要綱（昭和二十二年六月二十三日）

部会委員長 米澤 和一
委員 福島萬壽雄
國分 史郎
森田 秀夫
大曲 靖夫
清水 文彦
白土 壽一
梅本 芳夫

（一）目的

口腔細菌学では、歯牙及び口腔に常在する微生物、並びに其の疾患に際して出現する個々微生物の性状を調べて其生理的乃至病因的意義を明かにし、且つ疾患の診断、治療、及び予防への応用につき教授するものとする。

（二）方法

講義及び実習を行う。

（三）時期

本科目の授業は、之が基礎となるべき細菌学の講義及び同実習の終了後とし、第二学年の後半以降に於いてこれを課するを適當とする。

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他学科との関係

本科目は口腔生理学、口腔病理学、歯科薬物学、口腔治療学、口腔外科学及び口腔衛生学と各々密接な関係がある。故に講義実習共に重複せざるよう注意しなければならぬ。

（六）歯科薬物学教授要綱（昭和二十二年六月二十七日）

部会委員長 岡田正弘
委員 會田是憲
堀 武
伊藤七郎
小松崎君子
長尾喜景
矢尾太郎

（一）目的

歯科医療上頻用される薬品について、それらの名称、性状、作用、適応症、禁忌症、応用及び処方概要を教育することを目的とする。

（二）方法

講義、示説及び実習を行う。

（三）時期

第二学年後期又は第三学年前期

（四）教授内容

……（中 略）……

（五）他の学科との関係

- （A）総論は薬理学で行い、薬理学と重複せぬ様特に注意すること
- （B）口腔細菌学、口腔病理学、口腔治療学、歯科保存学、口腔外科学、麻酔学とは密接な連絡をとること。

（七）歯科理工学教授要綱（昭和二十二年七月十五日）

部会委員長 巖 眞教

委員 江森茂十二

〃 林 緑郎

〃 金竹哲也

〃 増原英次[英一]

〃 宮津 一

〃 永井一夫

〃 関田保男

〃 関根重信

〃 武田潤三

（一）目的

- ① 歯科で使う材料の理化学的性状及び取扱法並びに歯科用機械器具の構造、性能、操作法、簡単な修復法等を理解修得させ、② 歯科材料の規格を正しく認識せしめ、③ 臨床に際して材料及び機械器具を正しく使うための科学的基礎を与え、④ 将来その進歩発達に対して自から進んで貢献しようとする興味と自信とをよび起さしめる。

（二）方法

講義、示説及び実習に依る

（三）時期

第一学年後期に実施する、尚臨床諸学科の開始後も其の指導者及び学生と連絡を保つて相互に知見をひろめる。

（四）教科内容

……（後 略）……